

沿革

- 平成2年9月13日 山形県ハイウェイ事業協同組合設立認可
指令商政17号 山形県知事 板垣清一郎
- 平成2年9月20日 山形地方法務局へ設立登記
- 平成3年2月14日 日本道路公団より別納プレート使用承認
- 平成3年3月1日 協同組合事業開始
- 平成5年6月22日 共管法人認可
指令東地総第88号 山形県知事 高橋 和雄
新自貨第236号 新潟運輸局長 高重 尚文
- 平成10年12月3日 山形県知事専管
中小企業等協同組合法施行令の一部改正に伴う措置（新潟運輸局総務部通達）
- 平成11年12月3日 組合の定款（届出）第19条を改定
中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出規則の一部改正（公正取引委員会規則第1号一部改正）に伴う措置
- 平成15年10月15日 別納カード（日本道路公団）の改正利用約款が施行
- 平成17年4月1日 日本道路公団は「ETC別納割引制度」を廃止、「大口・多頻度割引制度」に移行
平成15年9月19日に国土交通大臣が「別納制度」廃止発表
同年10月15日に別納カード（日本道路公団）の改正利用約款が施行された。
- 新約款ETCコーポレートカード利用約款は、同16年10月12日から施行
- 「別納制度」自体は、同16年3月31日まで暫定期間として継続。従来の「別納カード」については「特約（ETCコーポレートカードの発行に代えてETC別納カードの平成17年4月1日以降の継続的な利用を認める特約）」に基づ

き、別納カードの利用期限である平成18年3月末日まではみなし期間として使用できることとなった。

本組合の割引制度を「大口・多頻度割引制度」(E T Cコーポレートカード)と株式会社ジェーシービーと提携した「後納割引制度」(E T Cスルーカード)の2本立てとした(「大口・多頻度割引制度」への移行に伴う措置)。

平成17年10月1日 日本道路公団の分割・民営化に伴い「東日本高速道路株式会社」が設立された。東日本地域の高速道路の管理・建設事業と同時に、サービスエリア・パーキングエリア事業及び新たな事業を行う。

平成18年5月12日 本組合の定款を一部改正(日本道路公団の新制度移行に伴う措置)
18年度通常総会の承認を得て改正された。

平成26年5月21日 組合の定款を一部改正(「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」の施行に伴う改正)。
26年度通常総会の承認を得て改正された。

平成28年5月24日 組合の定款を一部変更
コンプライアンス(法令順守)の厳格化という社会の変化に合わせて、より現実的な対応ができるよう改正
28年度通常総会の承認を得て改正された。